

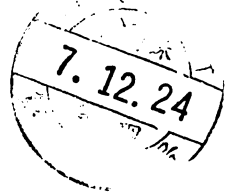
日弁連法1第382号
2025年(令和7年)12月22日

司法研修所長 手嶋 あさみ 殿

日本弁護士連合会

会長 淵上 玲子

(公印省略)



司法修習生研修委託費の増額について(要望)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記司法修習生研修委託費につきましては、貴所の御尽力により、41期(昭和62年度)から漸次増額していただいておりますが、消費税相当額を控除した委託費の金額の推移は別紙のとおりであり、その増額は54期(平成12年度)が最後となっております。これに対し、弁護実務修習指導に要する費用は、委託費のみでは賄いきれずに、当連合会、各配属弁護士会からの補助金と個別指導担当弁護士に負っている状況にあります。

例えば、当連合会からは、毎年小規模弁護士会に対して弁護実務修習指導に関する補助金を支給しており、昨年度の支給金額の合計は390万円でした。

また、地方の弁護士会においては、指導担当弁護士を確保するため、やむなく、弁護実務修習に限り、弁護士会支部に司法修習生を配属せざるを得ない状況が継続しており、交通費や移動時間等、そのための負担は非常に大きくなっております。当連合会及び弁護士会は、配属地によって司法修習生の負担に不均衡が生ずるのは相当ではないという考えから、支部修習における交通費(特急料金を含む。)等を負担しており、当連合会から支部修習を実施している弁護士会に対して、77期は230万3千4百57円の支援を行っております。

当連合会は、本年度も、司法修習に関して弁護士会に対する経済的支援を実施しておりますが、本来このような司法修習に要する費用は研修委託費で賄われるべきものであると思料いたします。

併せて、消費者物価指数(総合指数)は2020年を100とした場合、本年10月には112.8まで上昇しており、また、令和7年の人事院勧告でも民間給与の状況を反映して、高水準のベースアップが勧告されているような状況です。

つきましては、かかる状況を御理解いただき、委託費について相応の増額が実現

されますよう、貴所の御理解と御高配を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

司法修習生研修委託費の推移

別紙

※Up率(%)は、委託費から消費税相当額を控除した額の対前年度比/小数点第2位四捨五入

期(年度)	委託費(円)	委託費から消費税 相当額を控除した額	Up率
47(平成 5)	50,300	48,835	4.8
48(平成 6)	52,300	50,777	4.0
49(平成 7)	54,000	52,427	3.2
50(平成 8)	55,300	53,689	2.4
51(平成 9)	57,800	55,048	2.5
52(平成10)	59,300	56,476	2.6
53(平成11)	60,600	57,714	2.2
54(平成12)	61,600	58,667	1.7
55(平成13)	61,600	58,667	0
56(平成14)	61,600	58,667	0
57(平成15)	61,000	58,095	-1.0
58(平成16)	60,700	57,810	-0.5
59(平成17)	60,700	57,810	0
60(平成18)	60,600	57,714	-0.2
61(平成19)	60,600	57,714	0
62(平成20)	60,600	57,714	0
63(平成21)	60,600	57,714	0
64(平成22)	60,600	57,714	0
65(平成23)	60,600	57,714	0
66(平成24)	60,600	57,714	0
67(平成25)	60,600	57,714	0
68(平成26)	62,300	57,685	-0.1
69(平成27)	62,300	57,685	0
70(平成28)	62,300	57,685	0
71(平成29)	62,300	57,685	0
72(平成30)	62,300	57,685	0
73(令和1)	63,400	57,636	-0.1

7 4 (令和2)	6 3, 4 0 0	5 7, 6 3 6	0
7 5 (令和3)	6 3, 4 0 0	5 7, 6 3 6	0
7 6 (令和4)	6 3, 4 0 0	5 7, 6 3 6	0
7 7 (令和6)	6 3, 4 0 0	5 7, 6 3 6	0
7 8 (令和7)	6 3, 4 0 0	5 7, 6 3 6	0